

## 改正法で定義された新たな概念

## 個人識別符号

特定個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。

## 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述が含まれる個人情報。

## ゲノムデータ等の特徴と改正法上の取扱い

- 「ゲノムデータ」は、社会通念上、「個人識別符号」に該当するものと考えるのが妥当。
- ゲノムデータの個人識別性は、多様であり、科学技術の進展等により変化し得る。
- 具体的範囲は、個人情報保護委員会(※)が、海外の動向や科学的観点から、解釈を示していくことが求められる。(※法令の一元的な解釈を示す組織。改正個人情報保護法に基づき平成28年1月に設置された。)

- 単一遺伝子疾患、疾患へのかかりやすさ、治療薬の選択に関するものなど、「ゲノムデータ」に解釈を付加し、医学的意味合いを持った「ゲノム情報」は、配慮を要すべき情報に該当する場合がある。法律上明記された「病歴」等の解釈と整合を図りつつ配慮を要すべき情報として位置づけられるべき。

用語	ゲノムデータ … 塩基配列を文字列で表記したもの
	ゲノム情報 … 塩基配列に解釈を加えて意味を有するもの